

釧路市
新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

平成26年12月

I はじめに

1 市行動計画策定の背景と位置づけ

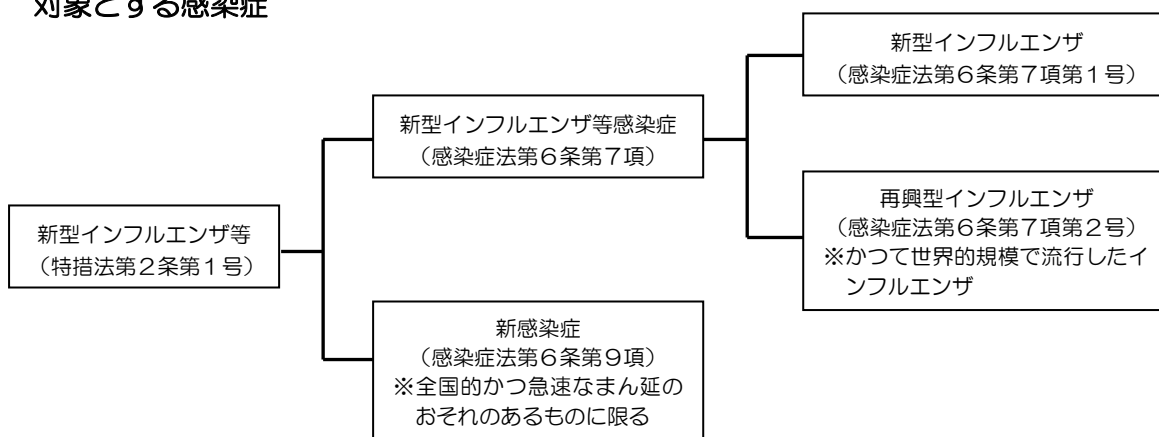
国は、新型インフルエンザや、感染力が強く新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きい未知の感染症である新感染症が発生した場合、国家の危機管理として対応する必要があるとし、平成 24 年 5 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）を制定し、平成 25 年 4 月から施行しました。

⇒ 国は、特措法第 6 条に基づき、平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成

⇒ 北海道は、特措法第 7 条に基づき、平成 25 年 10 月に政府行動計画を基本とした「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を作成

市は、特措法第 8 条に基づき、政府行動計画及び道行動計画を基本とし、市町村行動計画として、「釧路市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成しました。

2 対象とする感染症



※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

【参考】

新型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの
再興型インフルエンザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの
新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの

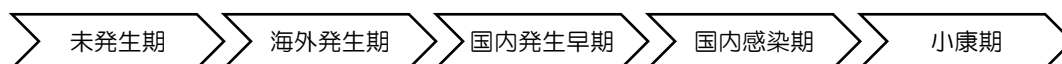
Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
 - ・流行のピーク時の患者数等を極力少なくして医療体制への負荷を軽減し、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、適切な医療の提供を確保します。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにします。
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らします。
 - ・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供及び市民生活・市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

- (1) 状況に応じた柔軟な対応
- (2) 発生段階に応じた対応



- (3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策
 - ・不要不急の外出自粛等や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など
- (4) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策
 - ・感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されていますが、従来の措置が有効な場合は、緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ることに留意します。
- (3) 関係機関相互の連携協力の確保
- (4) 記録の作成、保存

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

政府行動計画では、有効な対策を検討する上で、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に被害想定を示しており、これを基に本市における被害を想定すると次のようになります。（平成22年国勢調査人口、全人口の25%が罹患するとして算出）。

<新型インフルエンザ等の被害想定>

	全国		北海道		釧路市	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
医療機関 受診患者数	1,300万人～ 2,500万人		559,000人～ 1,075,000人		18,000人～ 35,000人	
入院患者数	530,000人	2,000,000人	23,000人	86,000人	750人	2,800人
死亡者数	170,000人	640,000人	7,000人	28,000人	240人	900人

※これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していません。

※重症度：①中等度（致命率0.53%）～アジアインフルエンザ等

②重度（致命率2.0%）～スペインインフルエンザ

5 対策推進のための役割分担

関係機関等	役割の概要
国	<ul style="list-style-type: none"> ・国全体としての万全の態勢を整備する責務 ・ワクチンその他の医薬品等の調査・研究と国際協力の推進 ・発生時には、政府対策本部の下で基本的な対処方針を決定し、対策を強力に推進
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法及び感染症法に基づく措置の中心的な実施主体として、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に努める
釧路市	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に最も近い行政単位として、市民に対するワクチン接種や、生活支援、発生時の要援護者への支援を実施
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・発生前より院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の推進 ・発生時の医療確保のため、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制を整備
指定（地方）公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続
一般の事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染対策の実施や、発生時には、感染拡大防止の観点から一部事業の縮小
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時にとるべき行動などの知識を得るとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策の実践と発生時に備えた食料品・生活必需品等の備蓄

6 市行動計画の主要6項目

発生段階ごとに(1)実施体制、(2)情報提供・共有、(3)まん延防止、(4)予防接種、(5)医療、(6)市民生活及び市民経済の安定の確保の6つの分野に分けて対策を進めます。

項目	主な対策
(1)実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・発生前は庁内連絡会議により、発生に備えた準備 ・国、道が対策本部を設置した場合、庁内連絡会議により各種対策の検討 ・政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、市対策本部を設置
(2)情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な媒体を用いて、わかりやすく、迅速な情報提供 ・発生前における新型インフルエンザ等の予防、まん延防止等の情報提供
(3)まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人、学校、職場等に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及 ・道が行う不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等感染防止策への協力
(4)予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種、住民接種の接種体制の構築、実施
(5)医療	<ul style="list-style-type: none"> ・道が行う医療提供体制の確保やまん延防止策への協力
(6)市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活及び市民経済への影響が最小限となるよう事前準備と市民、事業者に対しての事前準備の周知

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。このため、政府行動計画に準じて、次のとおり発生段階を5つに分類し、市行動計画で定められた対策を段階に応じて実施します。

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※ 感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

Ⅲ 各段階における対策

	未発生期	海外発生期
対策の目的	○発生に備えて体制の整備を行う	○市内発生に備えて体制の整備を行う
(1)実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画の作成 ・庁内連絡会議を通じた初動対応体制の整備 ・業務継続計画の策定 ・関係機関との連携・情報交換、訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連絡会議を通じた初動体制等の協議 ・国や道の対処方針に基づく措置
(2)情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・国、道が発信する新型インフルエンザ等対策の情報収集 ・新型インフルエンザ等の基本的な情報、発生した場合の対策についての各種媒体を利用した継続的な情報提供 ・個人レベルの感染対策の普及 ・発生時の市民への情報提供内容、媒体の検討、相談窓口の設置準備等体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外での発生状況、現在の対策などの情報提供 ・相談窓口の設置
(3)まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人における基本的な感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等）の普及 ・地域、職場における感染対策の周知準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の積極的な周知 ・感染症危険情報が発出された場合、海外渡航者等への情報提供
(4)予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・国の事業者登録等の協力 ・特定接種の接種体制の構築 ・住民接種の接種体制の構築 	<p><特定接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する特定接種への協力 ・地方公務員の対象者に対して特定接種の実施 <p><住民接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民接種体制の準備
(5)医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制整備への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の要請に基づく、帰国者・接触者外来の周知、受診勧奨の協力
(6)市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の把握と具体的手続きの検討 ・火葬能力等の把握 ・物資、資材等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生の際の要援護者、協力者への情報提供 ・国、道からの要請に基づき、一時的遺体安置施設等の確保準備

注) 発生段階はあくまでも目安であり、必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

国内発生早期	国内感染期	小康期
<ul style="list-style-type: none"> ○国内での感染拡大をできる限り抑える ○感染拡大に備えた体制の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康被害を最小限に抑える ○市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連絡会議での情報の集約・共有・分析 ・市対策本部設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連絡会議での情報の集約・共有・分析 ・国の基本的対処方針に沿った対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針の変更に応じた対応の実施 ・対策の評価、見直し
緊急事態宣言の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置 ・国の基本的対処方針に基づく対策の実施 		緊急事態解除宣言の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・対策の見直し ・市対策本部の廃止
<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生状況、対策等の情報提供 ・個人レベルでの感染対策、感染が疑われ、また患者となった場合の対応の周知 ・相談窓口の体制充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生状況、対策等の情報提供 ・医療体制の周知、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策の情報提供 ・感染が疑われ、また患者となった場合の対応の周知 ・相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一波の終息と第二波発生に備えた情報提供 ・情報提供のあり方の評価と見直し ・相談窓口体制の縮小
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の積極的な周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や道からの要請に応じて、事業者、学校・保育施設等での感染対策の周知協力 ・基本的な感染対策の積極的な周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の周知継続
緊急事態宣言の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛要請への協力 ・学校、保育所等の施設使用制限要請への協力 ・事業者等に対する感染対策要請への協力 		
<ul style="list-style-type: none"> ・国が示す接種順位による住民接種（新臨時接種）の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種（新臨時接種）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた住民接種の継続
緊急事態宣言の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・特措法に基づく住民接種（臨時接種）の実施 		
<ul style="list-style-type: none"> ・道が行う医療対策の情報収集と帰国者・接触者外来、医療機関の周知等に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者や医療機関等からの要請に基づく、在宅療養患者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の医療体制への変更に伴う道の対応に協力
<ul style="list-style-type: none"> ・道が事業者に対して行う従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防対策への協力 ・市民への消費者としての適切な行動の呼びかけ等の取組に対する協力 		<ul style="list-style-type: none"> ・国、道が行う市民、事業者への呼びかけ等への協力
緊急事態宣言の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格の安定等 	緊急事態宣言の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・水の安定供給 ・生活関連物資等の価格の安定等 ・国からの要請による要援護者への支援 	緊急事態宣言の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置の縮小、中止